

北名古屋市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第12項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和2年1月24日

北名古屋市監査委員 大 野 眞 一

北名古屋市監査委員 大 野 厚

2 北 総 第 5 号

令和 2 年 1 月 1 7 日

北名古屋市監査委員 大 野 眞 一 様

北名古屋市監査委員 大 野 厚 様

北名古屋市長 長 瀬 保

(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和元年 1 2 月 2 4 日付け 3 1 北監第 7 7 号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜総務課＞

1 【指摘事項】

(1) 契約事務について

業務委託において、仕様書の内容について適切に確認を行うこと。

2 【措置状況】

(1) 今後、仕様書どおり業務が行われているか適切に確認するとともに、実態にそぐわない仕様については、内容を改めます。

2 北 情 第 1 号

令和2年1月17日

北名古屋市監査委員 大 野 眞 一 様

北名古屋市監査委員 大 野 厚 様

北名古屋市長 長 瀬 保

(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和元年12月24日付け31北監第77号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜情報課＞

1 【指摘事項】

(1) 契約事務について

業務委託において、業者が作業等を実施した場合には、内容や結果等を確認するために報告書を提出させること。

2 【措置状況】

(1) 業者が作業等を実施した場合には、内容や結果等を確認するために報告書を提出するよう指導します。